

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号) 1

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（子供用特定製品）</p> <p>第三条 法第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及び第十三号から第十五号までに掲げる特定製品とする。</p> <p>第四条〜第二十条（略）</p> <p>別表第一（第一条、第三条、第八条関係）</p> <p>一〜十三（略）</p> <p>十四 乳幼児用ベッドガード（主として家庭において出生後六十月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具をいう。）</p> <p>十五 ベビーカー（主として家庭において出生後三十六月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車をいう。）</p> <p>別表第二〜別表第四（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（子供用特定製品）</p> <p>第三条 法第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及び第十三号に掲げる特定製品とする。</p> <p>第四条〜第二十条（略）</p> <p>別表第一（第一条、第三条、第八条関係）</p> <p>一〜十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>別表第二〜別表第四（略）</p>